

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	一
○情報公開条例第三十八条第二項に規定する特定出資団体等について	(県政情報公開室)	二
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	(共同参画社会推進課)	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	四
○貸金業法に基づく事務の委任の解除	(商工経営支援課)	四
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定	(農村整備課)	四
○小型機船底びき網漁業に関する許可等の申請期間	(水産業振興課)	五
○道路の区域変更	(道 路 課)	五
○道路の供用開始	(同)	五
○土地区画整理事業の施行の認可	(都市計画課)	五
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(教育庁高校教育課)	六
○警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定の実施	(公安委員会)	六

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中、「権限ある」を「権限のある」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第二項」を「第七十三条の四第三項」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

様式第二十号(その二)中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

様式第七十八号を次のように改める。

様式第78号

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票



10cm x 7.5cm

様式第114号(その1)中「公表公告又は「公表通知兼債権申立権通告」に記載してある公表代金納付期限」を「換価代金等の交付期日(年 月 日)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条の二の改正規定(同条各号列記以外の部分及び第二号の改正規定を除く。)は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)第三十二条の二第三号の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の五第一項の規定に該当する者が宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第五十七条第二項の規定により添付すべき不動産取得税を課さないことを証明するに足る権限のある機関の証明書その他の書類については、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第三十二条の二第三号中「法第七十三条の五第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の法第七十三条の五第一項」とする。

3 旧規則の規定による様式第二十号(その二)、様式第七十八号及び様式第二百号(その二)については、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定による様式第二十号(その二)、様式第七十八号及び様式第二百号(その二)とみなす。

告 示

○宮城県告示第六百四十九号

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成二十年宮城県告示第六百三十八号(情報公開条例第三十八条第二項に規定する特定出資団体等について)は、廃止する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

1 財団法人東北開発研究センター

- 2 仙台臨海鉄道株式会社
- 3 阿武隈急行株式会社
- 4 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- 5 財団法人宮城県環境事業公社
- 6 財団法人宮城県文化振興財団
- 7 財団法人慶長遣欧使節船協会
- 8 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 9 財団法人宮城県腎臓協会
- 10 財団法人みやぎ産業振興機構
- 11 株式会社テクノブラザみやぎ
- 12 宮城県信用保証協会
- 13 仙台港流通ターミナル株式会社
- 14 財団法人仙台勤労者職業福祉センター
- 15 財団法人宮城県国際交流協会
- 16 財団法人みやぎ産業交流センター
- 17 株式会社仙台港貿易促進センター
- 18 宮城県漁業信用基金協会
- 19 財団法人みやぎ農業担い手基金
- 20 社団法人宮城県農業公社
- 21 財団法人翠生農学振興会
- 22 社団法人みやぎ原種苗センター
- 23 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
- 24 社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会
- 25 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会
- 26 社団法人宮城県畜産協会
- 27 財団法人みやぎ林業活性化基金
- 28 社団法人宮城県林業公社
- 29 社団法人宮城県漁業無線公社
- 30 社団法人宮城県建設センター
- 31 財団法人みやぎ建設総合センター
- 32 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団

- 33 財団法人宮城県フエリー埠頭公社
 - 34 財団法人石巻湾漁業振興基金
 - 35 財団法人仙台湾漁業振興基金
 - 36 塩釜港開発株式会社
 - 37 宮城県開発株式会社
 - 38 仙台空港ビル株式会社
 - 39 仙台エアカーゴターミナル株式会社
 - 40 仙台空港鉄道株式会社
 - 41 財団法人宮城県下水道公社
 - 42 財団法人宮城県建築住宅センター
 - 43 財団法人宮城県体育協会
 - 44 財団法人宮城県スポーツ振興財団
 - 45 財団法人宮城県暴力団追放推進センター
- 二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等
- 1 財団法人宮城県地域医療情報センター
 - 2 社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会
 - 3 社団法人宮城県トラック協会
 - 4 宮城県商工会連合会
 - 5 宮城県農業会議
 - 6 財団法人宮城県水産公社
- 宮城県告示第六百五十号
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。
- 平成二十一年七月十四日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ミューズの夢
- 一 代表者の氏名 八木 篤子
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区二日町六番六・一〇〇七号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、質の高い芸術サポート運営に関する事業を行い、福祉に係わる研修・啓発事業を行い皆に生きがいを持つて

四 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十六日
生活して行ける地域社会の構築に寄与することを目的とする。

○宮城県告示第六百五十一号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
特定非営利活動法人 創る村

一 代表者の氏名 鮎屋 善敏

二 主たる事務所の所在地 東松島市新東名四丁目六番地の一

三 定款に記載された目的 この法人は、あらゆる年齢層の人に対して、芸術に基づく教育、福祉、まちづくりなどに関する事業を行い、教育基本法前文にある「人類の平和と福祉の貢献」に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年七月一日

○宮城県告示第六百五十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇二〇〇五三九	くじらのしっぽ 石巻市鮎川浜清崎山七番	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十一年六月一日

○宮城県告示第六百五十三号

障害者自立支援法 平成十七年法律第二百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二二二〇〇二八九	こころりハビリセン ター生活訓練事業所 柴田郡川崎町大字川内字北原山五・五	自立訓練（生活訓練）	医療法人掬水会	平成二十一年五月三十一日

○宮城県告示第六百五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十一年八月二十五日	蔵王町郡 全 域	午前十一時から 午後三時三十分まで	蔵王町ふるさと文化会館（こざいんホール）
八月二十六日	川崎町郡 全 域	午後三時三十分から 午後十一時まで	川崎町役場西庁舎一階車庫
八月三十一日	刈ヶ宿町郡 全 域	午後二時三十分から 午後十時三十分まで	七ヶ宿町開発センター
九月一日	柴田町郡 全 域	午後三時三十分から 午後十時三十分まで	村田町中央公民館
九月二日	柴田町郡 全 域	午後三時三十分から 午後十時三十分まで	大河原町役場北側車庫
九月三日	柴田町郡 全 域	午後三時三十分から 午後十時三十分まで	大河原町役場北側車庫
九月八日	柴田町郡 船 岡	午前十一時から 午後三時三十分まで	柴田町民体育館
九月九日	柴田町郡 槻 木	午前十一時から 午後三時三十分まで	柴田町槻木体育館

○宮城県告示第六百五十五号

平成十六年宮城県告示第四百八十二号（貸金業の規制等に関する法律に基づく事務の委任）は、廃止する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業米谷地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成二十一年七月十四日

一 地積を特に減じて定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
登米市	米谷	鳥海	六七	田	田	七〇二	二四四

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 換地を定めない土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
登米市	米谷	鳥海	十	田	田	四三四
同	同	同	五七	同	同	八〇七
同	同	同	五八	同	同	五一八

○宮城県告示第六百五十七号

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第八条第一項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につきその許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十一年七月三十日から同年八月六日まで

○宮城県告示第六百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間 石巻市北上町十三浜字豊石五九番一五地先から 同市同町十三浜字石生九七番地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	八・〇 四六・六	一、三〇八・〇
後	九・八 四六・六	一、三〇八・〇	

○宮城県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四条第一項の規定により、土地区画整理事業の施行について、次のとおり認可した。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

宮城県住宅供給公社

二 事業施行期間

平成二十一年七月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

<p>三 施行地区 黒川郡大衡村大平字平林 塩浪の各一部</p> <p>四 土地区画整理事業の名称 大衡村奥田土地区画整理事業</p> <p>五 事務所所在地 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号</p> <p>六 施行認可の年月日 平成二十一年七月八日</p> <p>七 施行者の住所 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号</p> <p>八 事業年度 毎年四月一日から三月三十一日まで</p> <p>九 公告の方法 事務所及び大衡村役場に掲示して行う。</p> <p>○宮城県告示第六百六十一号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。</p> <p>平成二十一年七月十四日</p> <p>一 組合の名称 石巻市蛇田中央土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 石巻市蛇田字新金沼四百一番地</p> <p>三 設立認可の年月日 平成十五年三月五日</p> <p>四 変更認可の年月日 平成二十一年七月八日</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十一年七月十四日</p>

<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品の名称及び数量 A 重油（JIS一種二号）七十キロリットル</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十一年六月二十六日</p> <p>四 落札者の名称及び所在地 協同石油株式会社 塩釜市新浜町三丁目一番五十号</p> <p>五 落札金額 四百二十九万九千七百五十円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成二十一年五月二十六日</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十一年七月十四日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品の名称及び数量 A 重油（JIS一種二号）五十キロリットル</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十一年六月十日</p> <p>四 落札者の名称及び所在地 株式会社アミックス 石巻市大門町三丁目三番二十七号</p> <p>五 落札金額 三百五十一万七千五百円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成二十一年五月二十六日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第119号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成21年7月14日</p> <p style="text-align: center;">宮城県公安委員会委員長 中村 孝也</p> <p>1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の</p>
--

発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
平成21年10月13日（火）午前9時から午後5時まで
- (2) 貴重品運搬警備業務2級
平成21年10月14日（水）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39
仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

- (1) 貴重品運搬警備業務1級 30人
- (2) 貴重品運搬警備業務2級 30人

5 受検対象者

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定期則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。以下「貴重品運搬警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 貴重品運搬警備業務2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

貴重品運搬警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 受検申請手続

- (1) 検定申請の受付期間
貴重品運搬警備業務1級、2級とも平成21年8月24日（月）から同年9月4日（金）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）
- なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。

なお、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 貴重品運搬警備業務1級

(ア) 検定申請書（検定期則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する

書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(エ) 前記5-(1)-アに該当する者については、貴重品運搬警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-

アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

(オ) 前記5-(1)-イに該当する者については、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(カ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2

葉

イ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書（検定期則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する

書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

イ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書（検定期則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する

書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(五) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第66の項に基づき、

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は、還付しない。

8 検定の実施に関する必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他

検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)